

政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例案について

1. 経過・制定趣旨

平成 24 年 2 月 9 日に「行政と政治の分離」についての見解を市として発表、ならびに、平成 24 年 4 月 2 日に第三者調査チームによる「大阪市政による違法行為等に関する調査報告」の公表を受けて、本市が行政運営において組織的に政治的活動を行っているとの疑いを市民に与えることがないように、政治的行為であると疑われるおそれのある行為を市長、その他職員が職務として行うことを制限する

2. 構成

第 1 条	目的
第 2 条	責務
第 3 条	活動の制限
第 4 条	懲戒処分等

3. 主な内容

市長の任期満了 3 月前から選挙日までの間、下記の行為を職務として行ってはならない

- (1) 市長等の政策的な主張に関する広報活動をする事
- (2) 広報活動において市長等の顔写真、似顔絵、図画、氏名を用いること
- (3) 本市が主催・共催する不特定多数が参加する集会へ出席し、あいさつすること
- (4) 集会等〔市主催以外〕において市長等の政策主張を含むあいさつをすること
- (5) 市長等が (1) (2) (4) を副市長以下に、職務として命じること
- (6) 本市が主催・共催する集会等において、録音、録画された市長あいさつの再生
- (7) 集会等〔市主催以外〕において録音、録画された市長の政策的主張を内容に含む市長等のあいさつの再生を副市長等に、職務として命じること

副市長等は、(1) (2) (4) の行為を職務として行ってはならない

など

4. その他

- ・市長以外の公職の選挙（公職選挙法第 3 条に規定）においても、組織的活動の一部を制限
- ・具体的業務に関わる制限の詳細を別途「ガイドライン」として策定し、職員に周知、徹底

案

議案第 号

政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例案

(目的)

第1条 この条例は、本市が行政運営において組織的に政治的活動を行っているとの疑いを市民に与えることがないようにするため、市長その他の職員の責務を明らかにするとともに、政治的行為であると疑われるおそれのある行為を市長その他の職員が職務として行うことを制限することにより、公務の政治的中立性を確保し、もって市民から信頼される市政を実現することを目的とする。

(責務)

第2条 次に掲げる者は、前条の目的を達成するため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職の選挙において特定の人を支持し、又はこれに反対するために職務上の組織若しくは権限又は影響力を用いているのではないかとの市民の疑惑や不信を招くような行為を、職務として行ってはならない。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 地方公営企業の管理者
- (4) 特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成24年大阪市条例第1号）第2条の市長の秘書の職を占める職員
- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員

(活動の制限)

第3条 市長は、その任期満了の日の3月前の日から当該任期満了による選挙の期日までの間（市長について任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じたとき（当該選挙について公職選挙法第34条第4項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第1項に規定する最も遅い事由が生じたとき）にあつては、その旨を市の選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙

の期日までの間。以下「一定期間」という。)において、次に掲げる行為を職務として行ってはならない。

- (1) 市長又は市長の職の候補者若しくは当該職の候補者となろうとする者（以下「市長等」という。）の政策的な主張に関する広報活動をする事
- (2) 広報活動において市長等の写真、似顔絵その他の図画又は氏名を用いる事
- (3) 本市が主催し、又は共催する集会等（不特定多数の者が参加する集会、催しその他の行事をいう。以下同じ。）に出席し、又は当該集会等においてあいさつをする事
- (4) 集会等において、市長等の政策的な主張を内容に含むあいさつをする事
- (5) 第1号、第2号及び前号に掲げる行為を、前条第2号から第5号までに掲げる者（以下「副市長等」という。）に対し、職務として行うよう命じること
- (6) 本市が主催し、又は共催する集会等において、録音され、又は録画された市長のあいさつを再生することを、副市長等に対し、職務として行うよう命じること
- (7) 集会等において、録音され、又は録画された市長等の政策的な主張を内容に含む市長又は副市長等のあいさつを再生することを、副市長等に対し、職務として行うよう命じること

2 副市長等は、一定期間において、次に掲げる行為を職務として行ってはならない。

- (1) 前項第1号、第2号及び第4号に掲げる行為
- (2) 本市が主催し、又は共催する集会等において、録音され、又は録画された市長のあいさつを再生すること
- (3) 集会等において、録音され、又は録画された市長等の政策的な主張を内容に含む市長又は副市長等のあいさつを再生すること
- (4) 前3号に掲げる行為を、その管理又は監督の対象となる職員に対し、職務として行うよう命じること

(懲戒処分等)

第4条 任命権者は、この条例が適正に運用されるように努め、この条例に違反する

行為があった場合は、公正かつ厳格に懲戒処分その他の必要な措置をとるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成24年 月 日提出

大阪市長 橋下 徹

説 明

本市が行政運営において組織的に政治的活動を行っているとの疑いを市民に与えることがないようにするため、市長その他の職員の責務を明らかにするとともに、政治的行為であると疑われるおそれのある行為を市長その他の職員が職務として行うことを制限することにより、公務の政治的中立性を確保し、もって市民から信頼される市政を実現するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。